

# [支払]店頭購入のケース

## 物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料 (例) 領収書

現金払い

[サンプル参照](#)

クレジット払い

[サンプル参照](#)

銀行振り込み

[サンプル参照](#)

お願い

店頭購入した場合は、「市販品の店頭購入」である旨を領収書等に書き添えてください。

★従業員等による立替払いの場合は、上記に加えて立て替え分を精算したことが確認できる書類も必要です。

[サンプル参照](#)

必要

証拠書類【支払】は、いかなる場合も提出が「必要」です。

P oint

当該取引の支払いであること、補助対象経費であること  
を、以下で確認します。

①補助事業者名が確認できますか。

②支払先が確認できますか。

③支払金額が確認できますか。

④支払日は、交付決定日以降、事業終了日以前ですか。（補助事業期間外の支払いは、**補助対象外**です。）

お願い

補助事業に要した経費と、他の経費を、一括して支払った場合は、その旨をご記載ください。

# [成果物]

## 開発したものが、確認できる資料 (例) 写真



必要

証拠書類【成果物】は  
いかなる場合でも提出が「必要」です。

お願い

ご提出の際は、  
コピーまたは写真で  
お願いします。  
(現物は不可)

## Point

制作したものが、補助対象となる内容であるかを、以下で確認します。

- ①開発したもの（様子）が確認できますか。

[受払簿]

## 購入した原材料等の購入量と使用量を表す資料 (例)受払簿

参考様式  
ダウンロード

(参考様式) 材料・消耗品受払簿



原材料等を購入した場合、証拠書類【受払簿】の提出が「必要」です。

# Point 購入した

購入した原材料等が、補助事業期間中に適切に使用された量を確認します。

- ①開発する試作品に、種別や番号がある場合は記載してください。

②原材料等の発注先、品名、単位は記載されていますか。

③原材料等の検収日、支払期限を記載されていますか。

④開発する試作品に、種別や番号がある場合は記載してください。

⑤原材料等の使用日、使用量が記載されていますか。残量は正しく記載されていますか。  
(補助事業期間外の使用は、**補助対象外**です)

試作開発に必要な原材料等が補助対象です。  
(販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る費用は補助対象外です。)

- ②原材料等の発注先、品名、単位は記載されていますか。

- ③原材料等の検収日、または購入日が記載されていますか。（補助事業期間前に購入したもののは、**補助対象外**です。）

- ④原材料等の受入量  
が正しく記載されてい  
ますか。

＜残量がある場合＞  
残量（未使用分）は補助  
対象外です。

残量（未使用分）を差し  
引いた額を、補助対象経  
費へ計上してください。